

様式第1号（第2条関係）

市民公園使用届

年 月 日

糸魚川市長 様

住 所
氏 名
電 話



次のとおり糸魚川市民公園を使用したいので、糸魚川市民公園条例施行規則第2条の規定により届けます。

| | | |
|---|----------|-----------|
| 1 | 使用する公園名 | |
| 2 | 使用の目的 | |
| 3 | 使用の面積 | |
| 4 | 使用の場所 | |
| 5 | 使用期間 | 自 年 月 日 時 |
| | | 至 年 月 日 時 |
| 6 | 使用の内容 | |
| 7 | その他必要な事項 | |
| 8 | 備 考 | |

市民公園の使用条件

(禁止行為)

1 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別に許可したときは、この限りではない。

- (1)公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2)竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3)土地の形質を変更すること。
- (4)鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5)家畜類を放つこと。
- (6)はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7)立入禁止区域に立ち入ること。
- (8)指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9)みだりに火気を取り扱う等、危険のおそれのある行為をすること。
- (10)公の秩序又は風俗を乱し、他人に迷惑を及ぼすこと。
- (11)ごみその他の汚物を捨てる等、不衛生な行為をすること。
- (12)その他公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(糸魚川市民公園条例第2条関係)

(遵守事項)

2 次に掲げる事項については、遵守しなければならない。

- (1)届出書は、公園を安全かつ快適に使用することを目的としており、あらかじめ独占的使用権を付与するものではないこと。
- (2)使用の優先順位は、届出書の受け付け順とする。
- (3)届出書は、使用日の属する月の前月1日から届出ることができる。ただし、公的団体が公益性等を有する事業を行うときはこの限りではない。
- (4)この届出は、独占的な使用を許可するものではないので、他の利用者の使用を妨げてはいけない。
- (5)事前に公園を使用しないことが明らかとなったときは、速やかに市に報告すること。
- (6)使用中の事故、損害又はその他これに類することが発生したときは、直ちに市に報告すること。
- (7)使用中の事故、損害又はその他これに類することについては届出者で一切処理をし、市はその責を負わないこと。
- (8)使用後は届出者の負担において、公園を原形に復旧すること。
- (9)公用又は公共用その他これに類する団体が使用する場合は、優先的に使用させること。
- (10)届出者又は使用者が暴力団員又は関係者であるときは、市長は使用を取り消すことがあること。
- (11)関係法令を遵守し、必要に応じて所定の手続きを行うこと。
- (12)その他市長が指示することは、誠実かつ適正に履行すること。

(糸魚川市民公園行為運用基準)